

令和8年6月19日

各位

新発田市臨時露店管理運営委員会 委員長 山田 亮一
(印省略)

令和8年度天王祭礼露店出店に係る書類の提出について（依頼）

平素より、本市の祭礼事業につきまして、御協力いただき感謝申し上げます。

さて、今年度も「天王祭礼」を開催することとなり、露店出店者を募集します。

つきましては、当祭礼の臨時露店に出店を希望される場合は、新発田市臨時露店管理条例第3条の規定に基づき、別紙臨時露店出店許可申請書に必要事項を記入し、露店責任者の身分証明書の写しと証明写真を貼り付け、下記のとおり同封の返信用封筒で提出くださるようお願いいたします。

記

1 提出期限

令和8年6月29日（月）必着

※天王祭礼当日の申請は、受け付けることができません。提出期日を厳守してください。

2 提出先

〒957-0053 新潟県新発田市中心町3丁目2番22号 松縁館ビル1階
新発田市観光振興課観光振興係 行

※郵送の場合は、同封した返信用封筒に切手を貼って送付してください。

3 提出書類

(1) 臨時露店出店許可申請書（A4サイズ1枚）

必要事項を記入の上、**1露店につき1枚提出**してください。

※申請書裏面の「注意事項」を確認し、申請してください。

(2) 露店で働く可能性のある人一覧（A4サイズ1枚）

露店に従事する可能性のある方全員の身分証明書の写し（氏名と現住所が確認でき、本人確認ができる程度に鮮明な顔写真が記載されているものに限る）を申請書下部「本人確認書類貼付」欄に貼り付けてください。運転免許証やマイナンバーカードなど、公的機関から発行されたものに限ります。

※出店に係る書類により手に入れた個人情報、露店管理以外の目的では使用いたしません。

4 臨時露店出店許可申請書を記入する上での注意事項

・露店責任者が記入できる臨時露店出店許可申請書は、1露店分（1枚）のみです。

※2露店（2枚）以上の臨時露店出店許可申請書を記入することは出来ません。

(裏面もあります)

- ・ 1 団体で複数の露店出店を希望する場合は、露店数分の臨時露店出店許可申請書が必要です。露店別に実際に従事する者を露店責任者としてそれぞれ提出してください。
- ・ 19 歳未満の方が露店責任者になることはできません。
- ・ 電話番号記入欄には、祭礼期間中に連絡が可能な電話番号を記入してください。
- ・ **臨時露店出店許可申請書に不備があった場合は、再提出が必要となります。**
再提出いただいた場合でも、申請期限に間に合わない場合は当日の露店の出店ができませんので御注意ください。

【臨時露店出店許可申請書不備の代表例】

※返送する対象になりますので、御注意ください！

- 添付された身分証明書(運転免許証等)に記載されている住所(表面もしくは裏面)と臨時露店出店許可願に記載されている住所が異なる。
- 身分証明書の写しが添付されていない。
- 身分証明書の写しに記載されている本人写真が、本人確認できる程度に鮮明でない。
- 身分証明書の有効期限が切れている。
- 令和 8 年度天王祭礼臨時露店出店許可申請書に、同申請書裏面注意事項「7」の記載内容のいずれにも該当がないことを表明・宣誓する欄の署名がされていない。

5 露店出店許可証兼領収書の交付について

提出された臨時露店出店許可申請書に不備がなく返送されない場合は、7月4日(土)午前10時から天王須佐之男神社内本部テントの出店受付に露店使用料を御持参ください。引き換えに「臨時露店出店許可証兼領収書を交付いたします。店舗に必ず掲示してください。

6 出店について

別紙「令和8年度 天王祭礼臨時露店出店要綱」のとおり

7 その他

- ・ 交通規制期間は7月4日(土)午前9時から7月5日(日)午後5時までです。
※7月4日(土)の午後1時から午後10時は警察の指示により、一切車の出入りができません。
- ・ 出店後実施する現場確認時に、申請者と出店者が異なる場合には、露店を撤去していただく場合がございます。
- ・ 用(大便、小便)を足す場合は、必ず仮設トイレをご利用ください。
- ・ ゴミは各自持ち帰って廃棄してください。

【問い合わせ先】

〒957-0053 新潟県新発田市中央町3丁目2番22号
松縁館ビル1階
新発田市観光振興課観光振興係(担当:伊與部)
TEL:0254-28-9960